

国家公務員法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第一条関係）	1
○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）	26
○	内閣法（昭和二十二年法律第五号）（第三条関係）	29
○	内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第四条関係）	33
○	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（第五条関係）	35
○	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第六条関係）	37
○	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第七条関係）	41
○	検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第八条関係）	45
○	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（第九条関係）	46
○	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（第十条関係）	48
○	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）（第十一条関係）	53
○	外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（第十二条関係）	54
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第十三条関係）	55
○	恩給法（大正十二年法律第四十八号）（附則第十条関係）	68
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十一条関係）	70
○	国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（附則第十二条関係）	71
○	議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（附則第十三条関係）	72
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）（附則第十三条関係）	73
○	特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（附則第十四条関係）	74
○	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）（附則第十五条関係）	75
○	裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第十六条関係）	76
○	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（附則第十七条関係）	79
○	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百五十五号）（附則第十八条関係）	81
○	元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第二百五十六号）（附則	

第十九条関係）	．．．．．	82
○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（附則第十九条関係）	．．．．．	83
○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（附則第十九条関係）	．．．．．	84
○ 最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）（附則第二十条関係）	．．．．．	85
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第二十一条関係）	．．．．．	86
○ 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（附則第二十二条関係）	．．．．．	87
○ 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）（附則第二十三条関係）	．．．．．	88
○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）（附則第二十四条関係）	．．．．．	89
○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（附則第二十五条関係）	．．．．．	90
○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（附則第二十五条関係）	．．．．．	92
○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（附則第二十六条関係）	．．．．．	93
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（附則第二十六条関係）	．．．．．	95
○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第二十七条関係）	．．．．．	96
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（第二十八条関係）	．．．．．	97
○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第二十九条関係）	．．．．．	101
○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）（附則第三十条関係）	．．．．．	102
○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）（附則第三十一条関係）	．．．．．	103
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（附則第三十二条関係）	．．．．．	106
○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成二十一年法律第 号）（附則第三十三条関係）	．．．．．	107

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第一款〜第三款（略）</p> <p>第四款 任用（第五十四条―第六十条の三）</p> <p>第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）</p> <p>第六款 幹部職員の任用等に係る特例（第六十一条の二―第六十一条の十一）</p> <p>第七款 幹部候補育成課程（第六十一条の十二―第六十一条の十四）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第五節 能率（第七十一条―第七十三条の三）</p> <p>第六節〜第十節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>一〜五の三（略）</p> <p>六 国家戦略スタッフ</p> <p>七・七の二（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節（同上）</p> <p>第一款〜第三款（同上）</p> <p>第四款 任用（第五十四条―第六十条）</p> <p>第五款 休職、復職、退職及び免職（第六十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第三節・第四節（同上）</p> <p>第五節 能率（第七十一条―第七十三条）</p> <p>第六節〜第十節（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>③（同上）</p> <p>一〜五の三（同上）</p> <p>六 内閣総理大臣補佐官</p> <p>七・七の二（同上）</p>

七の三 政務スタッフ

八〇七 (略)

④〇七 (略)

(人事院)

第三条 (略)

② 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験の実施、免職、給与（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定を除く。）、研修の実施、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

③・④ (略)

(人事院会議)

第十二条 (略)

②〇五 (略)

⑥ (略)

一〇三 (略)

四 第二十三条第一項の規定による国会及び内閣に対する意見の申出

五〇七 (略)

八 削除

九〇十六 (略)

(内閣総理大臣)

(新設)

八〇七 (同上)

④〇七 (同上)

(人事院)

第三条 (同上)

② 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験及び任免（標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事項を除く。）、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

③・④ (同上)

(人事院会議)

第十二条 (同上)

②〇五 (同上)

⑥ (同上)

一〇三 (同上)

四 第二十三条の規定による国会及び内閣に対する意見の申出

五〇七 (同上)

八 第六十条の規定による臨時的任用及びその更新に対する承認、臨時的任用に係る職員の員数の制限及びその資格要件の決定並びに臨時的任用の取消（人事院規則の定める場合を除く。）

九〇十六 (同上)

(内閣総理大臣)

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、採用試験、任用、一般職の職員の給与に関する法律第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定、職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

② (略)

(内閣総理大臣の援助等)

第十八条の五 (略)

② 内閣総理大臣は、官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六條第一項ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。第五十四條第二項第七号において同じ。）の円滑な実施のための支援を行う。

(官民人材交流センターへの事務の委任)

第十八条の六 内閣総理大臣は、前条に規定する事務を官民人材交流センターに委任する。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により委任する事務について、その運営に関する指針を定め、これを公表する。

(法令の制定改廃に関する意見の申出)

第二十三条 人事院は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廃に関し意見があるときは、その意見を国会及

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

② (同上)

(内閣総理大臣の援助等)

第十八条の五 (同上)

② 内閣総理大臣は、官民の人材交流（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第三項に規定する交流派遣及び民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の職員への第三十六條ただし書の規定による採用その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。）の円滑な実施のための支援を行う。

(官民人材交流センターへの事務の委任)

第十八条の六 (同上)

(新設)

(法令の制定改廃に関する意見の申出)

第二十三条 (同上)

び内閣に同時に申し出なければならぬ。

② 内閣総理大臣は、この法律の目的達成上、人事院規則の制定又は改廃に関し意見があるときは、その意見を人事院に申し出ることができる。

③ 人事院又は内閣総理大臣は、前二項の規定により意見を申し出たときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び第六十一条の十二第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

(任免の根本基準)

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

③ (略)

④ 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則で定める。

(定義)

第三十四条 (略)

一五 (略)

六 幹部職員 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九

(新設)

(新設)

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次及び合格した採用試験の種類にとらわれてはならず、第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

(任免の根本基準)

第三十三条 (同上)

(新設)

② (同上)

③ 前二項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(定義)

第三十四条 (同上)

一五 (同上)

(新設)

号)第五十条及び国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「幹部職」という。)を占める職員をいう。

七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの(以下「管理職」という。)を占める職員をいう。

② (略)

(欠員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院の意見を聴いて定める政令に別段の定めのある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。ただし、内閣総理大臣が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りでない。

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、職員の幹部職への採用を行う場合又は政令で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下「選考」という。)の方法によることを妨げない。

② 前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

(採用試験の実施)

第四十二条 採用試験は、政令で定めるところにより、これを行う。

② 前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

(新設)

② (同上)

(欠員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定めのある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下「選考」という。)の方法によることを妨げない。

(新設)

(採用試験の実施)

第四十二条 採用試験は、人事院規則の定めるところにより、これを行う。

(新設)

る。

(受験の欠格条項)

第四十三条 次条第一項に規定する資格に関する制限のほか、官職に就く能力を有しない者は、受験することができない。

(受験の資格要件)

第四十四条 受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的かつ画一的な要件は、政令で定めることができる。

② 前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

(採用試験の公開平等)

第四十六条 採用試験は、政令で定める受験の資格を有するすべての国民に対して、平等の条件で公開されなければならない。

② 前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

(試験に関する報告要求等)

第四十八条の二 人事院は、前条に規定する試験機関に対し、人事院規則の定めるところにより、採用試験の実施状況について報告を求めることができる。

② 人事院は、前条に規定する試験機関が法令又は人事院規則に違反して採用試験を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

(名簿の作成)

第五十条 採用試験による職員の採用については、政令で定めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとする。

② 前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

(受験の欠格条項)

第四十三条 第四十四条に規定する資格に関する制限の外、官職に就く能力を有しない者は、受験することができない。

(受験の資格要件)

第四十四条 人事院は、人事院規則により、受験者に必要な資格として官職に応じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

(新設)

(採用試験の公開平等)

第四十六条 採用試験は、人事院規則の定める受験の資格を有するすべての国民に対して、平等の条件で公開されなければならない。

(新設)

(新設)

(名簿の作成)

第五十条 採用試験による職員の採用については、人事院規則の定めるところにより、採用候補者名簿を作成するものとする。

(新設)

る。

(名簿の失効)

第五十三条 採用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は内閣総理大臣の定める事由に該当するときは、いつでも、内閣総理大臣は、任意に、これを失効させることができる。

(採用昇任等基本方針)

第五十四条 (略)

② (略)

一、三 (略)

四 管理職への任用に関する基準その他の指針

五 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

六 職員の公募(官職の職務の具体的な内容並びに当該

官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下同じ。)を行う幹部職及び管理職の数の目標その他の職員の公募に関する指針

七 官民の人材交流に関する指針

八 前各号に掲げるもののほか、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

③ 前項第六号の指針を定めるに当たっては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

④、⑤ (略)

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣(内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。)、会計検査院長及び人事院総裁並びに

(名簿の失効)

第五十三条 採用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は人事院の定める事由に該当するときは、いつでも、人事院は、任意に、これを失効させることができる。

(採用昇任等基本方針)

第五十四条 (同上)

② (同上)

一、三 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

四 前三号に掲げるもののほか、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

(新設)

④、⑤ (同上)

(任命権者)

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣(内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。)、会計検査院長及び人事院総裁並びに

宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は国務大臣）に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを内閣総理大臣に提示しなければならない。

③ この法律及び政令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは転任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

（選考による採用）

第五十七条 選考による職員採用（職員採用への任命に該当するものを除く。）は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

（昇任、降任及び転任）

第五十八条 職員昇任及び転任（職員採用への任命に該当するものを除く。）は、任命権者が、職員人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該

宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは転任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

（選考による採用）

第五十七条 選考による職員採用は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

（昇任、降任及び転任）

第五十八条 職員昇任及び転任は、任命権者が、職員人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認め

命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② 任命権者は、職員を降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）には、当該職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

（条件付任用期間）

第五十九条 一般職に属するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて条件付のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

② 条件付採用に関し必要な事項又は条件付採用期間であつて六月を超える期間を要するものについては、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

（臨時的任用）

第六十条 任命権者は、政令で定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、六月を超えない任期中、臨時的任用を行うことができる。この場合

られる者の中から行うものとする。

② 任命権者は、職員を降任させる場合には、当該職員の人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

（条件付任用期間）

第五十九条 一般職に属するすべての官職に対する職員の採用又は昇任は、すべて条件付のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

② 条件付採用に関し必要な事項又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

（臨時的任用）

第六十条 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期中、臨時的任用を行うことができる。この場合

において、その任用は、政令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

② 前項の政令は、人事院の意見を聴いて定めるものとする。

③ 内閣総理大臣は、臨時的任用につき、その員数を制限し、又は任用される者の資格要件を定めることができる。

④ 内閣総理大臣は、前三項の規定又は政令に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

⑤ (略)
⑥ 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された者に対しては、この法律、この法律に基づく政令及び人事院規則を適用する。

(職員の公募)

第六十条の二 任命権者は、官職（幹部職を除く。以下この条において同じ。）に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合には、政令で定めるところにより、当該官職について職員の公募を行うことができる。

② 職員以外の者のみを募集の対象とする職員の公募を行った官職への任命は、当該職員の公募に応募した者の中から第五十七条の規定に基づき行うものとする。ただし、当該職員の公募に応募した者の中に同条に規定する標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者がいないときは、当該職員の公募に応募した者以外の者の中から同条又は第五十八条の規定に基づき行うものとする。
③ 職員である者のみを募集の対象とする職員の公募を行った官職への任命は、当該職員の公募に応募した者の中から第五十八条の規定に基づき行うものとする。ただし

において、その任用は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。
(新設)

(新設)

② 人事院は、臨時的任用につき、その員数を制限し、又は任用される者の資格要件を定めることができる。

③ 人事院は、前二項の規定又は人事院規則に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

④ (同上)
⑤ 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された者に対しては、この法律及び人事院規則を適用する

(新設)

、当該職員の公募に応募した者の中に同条各項に規定する標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者がいないときは、当該職員の公募に応募した者以外の者の中から第五十七条又は第五十八条の規定に基づき行うものとする。

④ 職員以外の者及び職員である者の双方を募集の対象とする職員の公募を行った官職への任命は、第五十七条及び第五十八条の規定にかかわらず、任命権者が、当該職員の公募に応募した者であつて、職員以外の者及び職員である者に対する共通の選考により、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。ただし、当該職員の公募に応募した者の中に当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該職員の公募に応募した者以外の者の中から第五十七条又は第五十八条の規定に基づき行うものとする。

⑤ 前項に規定する共通の選考は、職員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができると認められるものでなければならぬ。

(選考による採用に関する報告要求等)

第六十条の三 人事院は、任命権者に対し、人事院規則の定めるところにより、選考による職員の採用の実施状況について報告を求めることができる。

② 人事院は、任命権者が法令に違反して選考による職員の採用を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

第六款 幹部職員の任用等に係る特例

(適格性審査及び幹部候補者名簿)

(新設)

(新設)

第六十一条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる者について

、政令で定めるところにより、幹部職（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。以下この項において同じ。）に属する官職（同条第一項第二号に規定する自衛官以外の隊員が占める職を含む。第六十一条の十四において同じ。）に係る標準職務遂行能力（同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。）を有するか否かを判定するための審査（以下「適格性審査」という。）を行うものとする。

一 幹部職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。以下この項及び第六十一条の十二第一項において同じ。）

二 幹部職員以外の者であつて、幹部職の職責を担うにふさわしい能力を有すると見込まれる者として任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者を含む。第三項及び第四項、第六十一条の八並びに第六十一条の十四において同じ。）が内閣総理大臣に推薦した者

三 第六十一条の五の規定及び自衛隊法第三十一条の六の規定による幹部職員の公募に応募した者

② 四 適格性審査を受けることを内閣総理大臣に申し出た者であつて、幹部職の職務の遂行に欠くことのできな

い最小限度の要件として政令で定めるものを満たす者

内閣総理大臣は、適格性審査に合格した者について、政令で定めるところにより、氏名その他政令で定める事項を記載した名簿（以下「幹部候補者名簿」という。）を作成するものとする。

③ 内閣総理大臣は、任命権者の求めがある場合には、政

（新設）

令で定めるところにより、当該任命権者に対し、幹部候補者名簿を提示するものとする。

④ 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的
に、及び任命権者の求めがある場合その他必要があると
認める場合には随時、適格性審査を行い、幹部候補者名
簿を更新するものとする。

⑤ 内閣総理大臣は、前各項の規定による権限を内閣官房
長官に委任する。

第六十一条の三 選考による職員の採用であつて、幹部職
への任命に該当するものは、任命権者が、幹部候補者名
簿に記載されている者であつて、当該任命しようとする
幹部職についての適性を有すると認められる者の中から
行うものとする。

② 職員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当
するものは、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されて
いる者であつて、職員の人事評価に基づき、当該任命し
ようとする幹部職についての適性を有すると認められる
者の中から行うものとする。

③ 任命権者は、幹部候補者名簿に記載されている職員の
降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場
合には、当該職員の人事評価に基づき、当該任命しよ
うとする幹部職についての適性を有すると認められる幹部
職に任命するものとする。

④ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情
により人事評価が行われていない職員のうち、幹部候補
者名簿に記載されている者の昇任、降任又は転任であつ
て、幹部職への任命に該当するものについては、任命権
者が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力
の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職について

(新設)

の適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等)

第六十一条の四 任命権者は、職員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部職員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部職員の退職（政令で定めるものに限る。次項において同じ。）及び免職を行う場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

② 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、任命権者に対し、幹部職員の昇任、転任、降任、退職又は免職（以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、任命権者は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

(幹部職員の公募)

第六十一条の五 幹部職員の公募は、内閣総理大臣が、次項の通知を受けたとき、又は第三項の協議が調つたときに、当該通知又は当該協議に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

② 任命権者は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

③ 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれ

(新設)

(新設)

る場合において、当該幹部職について幹部職員の公募を行うことが適当であると認めるときは、任命権者と協議することができる。

(公募を行った幹部職への任命)

第六十一条の六 職員以外の者のみを募集の対象とする幹部職員の公募を行った幹部職への任命は、当該幹部職員の公募に応募した者の中から第六十一条の三第一項の規定に基づき行うものとする。ただし、当該幹部職員の公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき、又は同項に規定する適性を有すると認められる者がいないときは、当該幹部職員の公募に応募した者以外の中から同条の規定に基づき行うものとする。

② 職員である者のみを募集の対象とする幹部職員の公募を行った幹部職への任命は、当該幹部職員の公募に応募した者の中から第六十一条の三第二項から第四項までの規定に基づき行うものとする。ただし、当該幹部職員の公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき、又は同条第二項から第四項までに規定する適性を有すると認められる者がいないときは、当該幹部職員の公募に応募した者以外の中から同条の規定に基づき行うものとする。

③ 職員以外の者及び職員である者の双方を募集の対象とする幹部職員の公募を行った幹部職への任命は、第六十一条の三の規定にかかわらず、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該幹部職員の公募に応募した者であり、かつ、職員以外の者及び職員である者に対する共通の選考により、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。ただし、当該幹部職員の公募に応募し

(新設)

た者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき、又は当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該幹部職員の公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

④ 前項に規定する共通の選考は、幹部職員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができるようなものでなければならぬ。

(管理職への任用に関する運用の管理)

第六十一条の七 任命権者は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

② 内閣総理大臣は、第五十四条第二項第四号の基準に照らして必要があると認める場合には、任命権者に対し、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする管理職への任用に係る調整)

第六十一条の八 内閣総理大臣は、任命権者を異にする管理職(自衛隊法第三十条の二第一項第七号に規定する管理職を含む。)への任用の円滑な実施に資するよう、任命権者に対する情報提供、任命権者相互間の情報交換の促進その他の必要な調整を行うものとする。

(幹部職及び管理職の職務明細書)

第六十一条の九 任命権者は、政令で定めるところにより、幹部職及び管理職に属する官職について職務明細書(採用、昇任、転任及び降任の基礎並びに職員の人事評価の基礎となるべき資料として、職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験が記載された文書をいう。次項において同じ。)を作成しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

② 前項の場合において、任命権者は、あらかじめ、職務明細書の記載の内容につき、内閣総理大臣に協議しなければならぬ。

(人事に関する情報の管理)

第六十一条の十 内閣府、各省その他の機関は、政令で定めるところにより、当該機関の幹部職員、管理職員、第六十一条の十二第二項第二号に規定する課程対象者その他これらに準ずる職員として政令で定めるもの(以下この条において「管理対象者」という。)の人事記録の写しを、内閣総理大臣に送付しなければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定により送付された人事記録の写しに関して必要があると認めるときは、内閣府、各省その他の機関に対し、管理対象者の人事に関する情報の提供を求めることができる。

③ 内閣総理大臣は、第一項の規定により送付された人事記録の写しに記載されている事項及び前項の規定により提供された情報に基づき、政令で定めるところにより、管理対象者の人事に関する情報を管理するための台帳を作成し、これを保管するものとする。

(特殊性を有する幹部職等の特例)

第六十一条の十一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣法制局及び内閣府を除く。以下この項において「内閣の直属機関」という。)、人事院、検察庁及び会計検査院の官職(当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。)については、第六十一条の二から第六十一条の七まで及び第六十一条の九第二項の規定は適用せず、第五十七条、第五十八条、第六十条の二第一項及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用(職員の幹部職への任命に該当するも

(新設)

(新設)

のを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、第六十条の二第一項中「官職（幹部職を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「官職」と、前条第一項中「政令」とあるのは「、当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

②

警察庁の官職については、第六十一条の二、第六十一条の三、第六十一条の四第二項、第六十一条の五から第六十一条の七まで及び第六十一条の九第二項の規定は適用せず、第五十七条、第五十八条、第六十条の二第一項、第六十一条の四第一項及び前条第一項の規定の適用については、第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、第六十条の二第一項中「官職（幹部職を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「官職」と、第六十一条の四第一項中「に協議した上で、当該協議に基づいて行う」とあるのは「（任命権者が警察庁長官である場合にあっては、国家公安委員会を通じて内閣総理大臣及び内閣官房長官

）に通知するものとする。この場合において、内閣総理大臣及び内閣官房長官は、任命権者（任命権者が警察庁長官である場合にあつては、国家公安委員会を通じて任命権者）に対し、当該幹部職に係る標準職務遂行能力を有しているか否かの観点から意見を述べることができると、前条第一項中「、政令」とあるのは「、当該機関の職員が適格性審査を受ける場合その他の必要がある場合として政令で定める場合に限り、政令」とする。

③ 内閣法制局、宮内庁、外局として置かれる委員会（政令で定めるものを除く。）及び国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁の幹部職（これらの機関の長を除く。）については、第六十一条の四第二項及び第六十一条の五第三項の規定は適用せず、第六十一条の四第一項並びに第六十一条の五第一項及び第二項の規定の適用については、第六十一条の四第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」と、第六十一条の五第一項中「とき、又は第三項の協議が調つたときに」とあるのは「とき」と、「又は当該協議に係る」とあるのは「に係ると」と、同条第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「任命権者の属する機関に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣を通じて内閣総理大臣」とする。

第七款 幹部候補育成課程

（運用の基準）

第六十一条の十二 内閣総理大臣、各省大臣（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む。）
、会計検査院長、人事院総裁その他の機関の長であつて政令で定めるもの（以下この条及び次条において「各大

（新設）

（新設）

「臣等」という。）は、幹部職員の候補となり得る管理職員（同法第三十条の二第一項第七号に規定する管理隊員を含む。次項において同じ。）としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員（同法第二条第五項に規定する隊員（自衛官を除く。）を含む。次項において同じ。）を育成するための課程（以下「幹部候補育成課程」という。）を設け、内閣総理大臣の定める基準に従い、運用するものとする。

② 前項の基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 各大臣等が、その職員であつて、採用後、一定期間勤務した経験を有するものの中から、本人の希望及び人事評価（自衛隊法第三十一条第二項に規定する人事評価を含む。次号において同じ。）に基づいて、幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者を随時選定すること。

二 各大臣等が、前号の規定により選定した者（以下「課程対象者」という。）について、人事評価に基づいて、引き続き課程対象者とするかどうかを定期的に判定すること。

三 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修（政府全体を通ずるものを除く。）を実施すること。

四 各大臣等が、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の育成を目的とした研修であつて、政府全体を通ずるものとして内閣総理大臣が企画立案し、実施するものを受講させること。

五 各大臣等が、課程対象者に対し、国の複数の行政機

関又は国以外の法人において勤務させることにより、多様な勤務を経験する機会を付与すること。

六 第三号の研修の実施及び前号の機会の付与に当たつては、次に掲げる事項を行うよう努めること。

イ 民間企業その他の法人における勤務の機会を付与すること。

ロ 国際機関、在外公館その他の外国に所在する機関における勤務又は海外への留学の機会を付与すること。

七 前各号に掲げるもののほか、幹部候補育成課程に関する政府全体としての統一性を確保するために必要な事項

(運用の管理)

第六十一条の十三 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

② 内閣総理大臣は、前条第一項の基準に照らして必要があると認める場合には、各大臣等に対し、幹部候補育成課程の運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(任命権者を異にする任用に係る調整)

第六十一条の十四 第六十一条の八の規定は、任命権者を異にする官職への課程対象者の任用について準用する。

(能率の根本基準)

第七十一条 (略)

② 前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則（職員の研修に関する事項については、人事院の意見を聴いて定める政

(新設)

(新設)

(能率の根本基準)

第七十一条 (同上)

② 前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

令)で定める。

- ③ 内閣総理大臣は、職員の能率の発揮及び増進について、調査研究を行い、その確保のため適切な方策を講じなければならぬ。

(能率増進計画)

第七十三条 内閣総理大臣及び関係庁の長(第一号の事項については、人事院、内閣総理大臣及び関係庁の長)は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、次に掲げる事項について計画を樹立し、この実施に努めなければならない。

一 五 (略)

- ② 前項の計画の樹立及び実施に関し、内閣総理大臣は、その総合的企画並びに関係各庁に対する調整及び監視(研修に関する事項の監視を除く。)に当たる。

(研修に関する報告要求等)

第七十三条の二 人事院は、内閣総理大臣又は関係庁の長に対し、人事院規則の定めるところにより、前条第一項の計画に基づく研修の実施状況について報告を求めることができる。

- ② 人事院は、内閣総理大臣又は関係庁の長が法令に違反して前条第一項の計画に基づく研修を行った場合には、その是正のため必要な指示を行うことができる。

(能率の増進を図るための意見の申出)

第七十三条の三 内閣総理大臣は、職員の能率の増進を図るため必要があると認めるときは、国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)又は国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の執行について、関係庁の長に意見を述べることができる。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

- ③ 内閣総理大臣(第七十三条第一項第一号の事項については、人事院)は、職員の能率の発揮及び増進について、調査研究を行い、これが確保のため適切な方策を講じなければならない。

(能率増進計画)

第七十三条 内閣総理大臣(第一号の事項については、人事院)及び関係庁の長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

一 五 (同上)

- ② 前項の計画の樹立及び実施に関し、内閣総理大臣(同項第一号の事項については、人事院)は、その総合的企画並びに関係各庁に対する調整及び監視に当る。

(新設)

(新設)

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 (略)

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実_{に照らして}、勤務実績が_{よくない}場合(幹部職員にあつては、現に就いている官職に係る適格性審査に合格しなかつた場合を含む。)

二 〃四 (略)

(幹部職員の降任に関する特例)

第七十八条の二 任命権者は、幹部職員(幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部職員を除く。以下この条において同じ。)について次の各号に掲げる場合のいづれにも該当するときは、人事院規則の定めるところにより、当該幹部職員が前条各号に掲げる場合のいづれにも該当しない場合においても、その意に反して降任(直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。)を行うことができる。

一 当該幹部職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実_{に照らして}、他の官職(同じ職制上の段階に属する他の官職であつて、当該官職に対する任命権が当該幹部職員の任命権者に属するものをいう。第三号において「他の官職」という。)を占める他の幹部職員に比して勤務実績が劣つているものとして人事院規則で定める要件に該当する場合

二 当該幹部職員が現に任命されている官職に幹部職員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当する場合

三 当該幹部職員について、欠員を生じ、若しくは生ず

第七十八条 (同上)

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実_{に照らして}、勤務実績が_{よくない}場合

二 〃四 (同上)

(新設)

ると見込まれる他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として人事院規則で定める要件に該当すること又は他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部職員が当該他の官職に現に就いている他の職員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として人事院規則で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合その他の幹部職員の任用を適切に行うため当該幹部職員を降任させる必要がある場合として人事院規則で定める場合

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者(以下「定年退職者等」という。)又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者(次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができ。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

②・③ (略)

(人事院規則の制定改廃に関する意見の申出)

第八十一条の五の二 登録された職員団体は、人事院規則の定めるところにより、職員の勤務条件について、人事院規則の制定又は改廃に関し意見があるときは、その意見を人事院に申し出ることができる。

(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者(以下「定年退職者等」という。)又は自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者(次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができ。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

②・③ (同上)

(新設)

② 人事院は、前項の規定により意見の申出を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人事院の権限） 第二条（略）</p> <p>一 この法律（第六条の二並びに第八条第一項、第十三項及び第十四項を除く。第七号において同じ。）の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。</p> <p>二（七）（略）</p> <p>第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額 は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に 応じて定める号俸の額とする。</p> <p>2 前項に規定する号俸は、人事院（会計検査院の職員 の占める官職の号俸にあつては、会計検査院及び人事院） の意見を聴いて、政令で定める。</p> <p>3 会計検査院は、会計検査院の職員が占める官職の号俸 に関する前項の政令の制定又は改廃に関し意見があると きは、内閣に申し出ることができる。</p> <p>4 人事院は、人事院の職員が占める官職の号俸に関する 第二項の政令の制定又は改廃に関し意見があるときは、 内閣に申し出ることができる。</p> <p>第八条 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣 旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準 に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院 （会計検査院の職員が占める官職の号俸の範囲内）及び改定に あつては、会計検査院及び人事院の意見を聴いて、職 務の級の定数を設定し、又は改定することができる。</p>	<p>（人事院の権限） 第二条（同上）</p> <p>一 この法律の実施及びその技術的解釈に必要な人事院 規則を制定し、及び人事院指令を発すること。</p> <p>二（七）（同上）</p> <p>第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額 は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職 に応じて人事院規則で定める号俸の額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第八条 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従 い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合 するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を 設定し、又は改定することができる。</p>

2512 (略)

13 会計検査院は、第一項の規定による会計検査院の職員
の職務の級の定数の設定及び改定に関し意見があるとき
は、内閣総理大臣に申し出ることができる。

14 人事院は、第一項の規定による人事院の職員の職務の
級の定数の設定及び改定に関し意見があるときは、内閣
総理大臣に申し出ることができる。

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五第
一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「
再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六
条の二第一項及び前条第十二項の規定にかかわらず、こ
れらの規定による俸給月額に、勤務時間法第五条第二項
の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項
に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とす
る。

(俸給の特別調整額)

第十条の二 (略)

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は
、同項に規定する官職を占める職員（以下「管理監督職
員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の
俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

(本府省業務調整手当)

第十条の三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職
俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸
給表の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）が次
に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省
業務調整手当を支給する。

一・二 (略)

2・3 (略)

(管理職員特別勤務手当)

2512 (同上)

(新設)

(新設)

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五第
一項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「
再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六
条の二及び前条第十二項の規定にかかわらず、これらの
規定による俸給月額に、勤務時間法第五条第二項の規定
により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定
する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(俸給の特別調整額)

第十条の二 (同上)

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は
、同項に規定する官職を占める職員（以下「管理職員」
という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給
月額の百分の二十五を超えてはならない。

(本府省業務調整手当)

第十条の三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職
俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸
給表の適用を受ける職員（管理職員を除く。）が次に掲
げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務
調整手当を支給する。

一・二 (同上)

2・3 (同上)

(管理職員特別勤務手当)

<p>第十九条の三 管理監督職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下「管理監督職員等」という。）又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、管理監督職員等にあつては一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>3 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>2 第十九条の九 (略)</p> <p>2 第十六条から第十八条までの規定は、管理監督職員等には適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第十九条の三 管理職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下「管理職員等」という。）又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務一回につき、管理職員等にあつては一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (同上)</p> <p>3 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>2 第十九条の九 (同上)</p> <p>2 第十六条から第十八条までの規定は、管理職員等には適用しない。</p> <p>3 (同上)</p>
--	---

改正案	現行
<p>第十二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一、六（略）</p> <p>七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務</p> <p>八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務</p> <p>九 国家公務員の退職手当制度に関する事務</p> <p>十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務</p> <p>十一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務</p> <p>十二 第七号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）</p> <p>十三 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務</p> <p>十四 行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務</p> <p>③・④（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（内閣人事局の所掌に属するもの</p>	<p>第十二条（同上）</p> <p>②（同上）</p> <p>一、六（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>③・④（同上）</p> <p>第十四条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務をつかさどり、及びあらかじめ内</p>

を除く。)をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

第十五条 (略)

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。

3 (略)

4 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。

5 (略)

第十六条 (略)

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官、内閣情報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

3 (略)

第十九条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。

3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。

4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、内閣人事局の事務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長

官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

第十五条 (同上)

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。

3 (同上)

4 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。

5 (同上)

第十六条 (同上)

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

3 (同上)

第十九条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣の重要政策に関し、内閣総理大臣に進言し、及び内閣総理大臣の命を受けて、内閣総理大臣に意見を具申する。

3 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

官の中から指名する者をもつて充てる。

第二十条 内閣官房に、国家戦略スタッフを置く。

2 国家戦略スタッフの定数は、政令で定める。

3 国家戦略スタッフは、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する。

4 国家戦略スタッフは、非常勤とすることができる。

5 第十五条第三項及び第四項の規定は国家戦略スタッフについて、同条第五項の規定は常勤の国家戦略スタッフについて準用する。

第二十一条 (略)

第二十二条 (略)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

第二十四条 (略)

2 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣官房の命令として内閣官房令を発することができる。

4 内閣官房令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

4 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。
(新設)

第二十条 (同上)

第二十一条 (同上)

第二十三条 内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

第二十三条 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>5 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができ る。</p>	<p>(新設)</p>
<p>6 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二十五条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所、内閣官房の所掌事務のうち、第十二条第二項第十三号及び第十四号に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができる。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>一〇五十四の四（略）</p> <p>五十四の五 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第二項に規定する事務</p> <p>五五〇六十一（略）</p> <p>（内閣総理大臣の権限） 第七条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。</p> <p>3 〃5（略）</p> <p>6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>7 （略）</p> <p>（政務スタッフ） 第十四条の二 内閣府に、政務スタッフを置く。</p> <p>2 政務スタッフの定数は、政令で定める。</p> <p>3 政務スタッフは、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、内閣官房長</p>	<p>（所掌事務） 第四条（同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 （同上）</p> <p>一〇五十四の四（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>五五〇六十一（同上）</p> <p>（内閣総理大臣の権限） 第七条（同上）</p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。</p> <p>3 〃5（同上）</p> <p>6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>7 （同上）</p> <p>（新設）</p>

4 官又は特命担当大臣を補佐する。 政務スタッフの任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣がこれを行う。	5 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、関係する内閣官房長官又は特命担当大臣の意見を聴くものとする。	6 政務スタッフは、非常勤とすることができる。	7 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、政務スタッフの服務について準用する。	8 常勤の政務スタッフは、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。 (設置) 第三十七条 (略)	2 (略)	民間資金等活用事業 推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	(略)	再就職等監視委員会	国家公務員法	退職手当審査会	国家公務員退職手当法
--	--	---------------------------	--	---	-------	--------------------	-------------------------------	-----	-----------	--------	---------	------------

2 (同上)	(同上)	(同上)	(同上)	2 (設置) 第三十七条 (同上)	民間資金等活用事業 推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	(略)	再就職等監視委員会	国家公務員法	(略)	再就職等監視委員会	国家公務員法
--------	------	------	------	----------------------	--------------------	-------------------------------	-----	-----------	--------	-----	-----------	--------

改正案	現行
<p>第十一条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならぬ。</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>（政務スタッフ）</p> <p>第十七条の二 各省に政務スタッフを置く。</p> <p>2 政務スタッフの定数は、政令でこれを定める。</p> <p>3 政務スタッフは、その省の長である大臣の命を受け、特定の政策の企画及び立案並びに政務に関し、その省の長である大臣を補佐する。</p> <p>4 政務スタッフの任免は、その省の長である大臣の申出により、内閣がこれを行う。</p> <p>5 政務スタッフは、非常勤とすることができる。</p> <p>6 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第一百条第一項及び第二項の規定は、政務スタッフの服務について準用する。</p> <p>7 常勤の政務スタッフは、在任中、その省の長である大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的と</p>	<p>第十一条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めなければならぬ。</p> <p>第十四条（同上）</p> <p>2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。</p> <p>（新設）</p>

する業務を行つてはならない。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第八条）</p> <p>（削る）</p> <p>第二款～第六款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一 恩給制度に関する企画及び立案に関すること。</p> <p>二 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担に関すること。</p> <p>三から九まで 削除</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第八条）</p> <p>第一款の二 退職手当・恩給審査会（第八条の二）</p> <p>第二款～第六款（同上）</p> <p>第三節・第四節（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二章（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）に規定する中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務について、内閣総理大臣を補佐すること。</p> <p>三 国家公務員の退職手当制度に関すること。</p> <p>四 特別職の国家公務員の給与制度に関すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く）</p>

(削る)
(削る)

(削る)
(削る)

十 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に
関すること。

十一 行政機関の運営に関する企画及び立案並びに調整
に關すること。

十二 (略)

十三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年
法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
をいい、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年
法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法
人をいう。)、大学共同利用機関法人(同条第三項に
規定する大学共同利用機関法人をいう。))及び日本司
法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第
七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センター
をいう。))を含む。以下同じ。)に関する共通的な制
度の企画及び立案に關すること。

十四(九十九) (略)

(勧告及び調査等)

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第
十一号及び第十八号に掲げる事務について必要があると
認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすること
ができる。

258 (略)

第八条 本省に、地方財政審議会を置く。

く。

六 恩給制度に関する企画及び立案に關すること。

七 恩給を受ける権利の裁定並びに恩給の支給及び負担
に關すること。

八 削除

九 行政制度一般に関する基本的事項の企画及び立案に
關すること。

十 行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立
案並びに調整に關すること。

十一 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定
員の設置、増減及び廃止に關する審査を行うこと。

十二 (同上)

十三 独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第一項
に規定する独立行政法人をいい、国立大学法人(国立
大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一
項に規定する国立大学法人をいう。))、大学共同利用
機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法
人をいう。))及び日本司法支援センター(総合法律支
援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定す
る日本司法支援センターをいう。))を含む。以下同じ
。)に関する共通的な制度の企画及び立案に關するこ
と。

十四(九十九) (同上)

(勧告及び調査等)

第六条 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第
十号及び第十八号に掲げる事務について必要があると認
めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることが
できる。

258 (同上)

第八条 本省に次の審議会を置く。

2
(略)

(削る)

(管区行政評価局等)

第二十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務並びに内閣法第二十五条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務を分掌する。

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第十号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一〇四 (略)

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する内閣法第二十五条の規定により管区行政評価局

退職手当・恩給審査会
地方財政審議会

2
(同上)

第一款の二 退職手当・恩給審査会

第八条の二 退職手当・恩給審査会は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）及び恩給法（大正十二年法律第四十八号。恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則その他恩給に関する法律を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、退職手当・恩給審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当・恩給審査会に關し必要な事項については、政令で定める。

(管区行政評価局等)

第二十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務を分掌する。

2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一〇四 (同上)

(新設)

4| 及び沖繩行政評価事務所に属させられた事務については
5| 、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。
6| (略)

3|
5|
(同上)

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一、八（略）</p> <p>九、削除</p> <p>十、四十三（略）</p> <p>四十三の二、常勤の国家戦略スタッフ</p> <p>四十三の三、常勤の政務スタッフ</p> <p>四十四（略）</p> <p>四十五、非常勤の国家戦略スタッフ</p> <p>四十五の二、非常勤の政務スタッフ</p> <p>四十六、七十五（略）</p> <p>第三条、内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使、常勤の国家戦略スタッフ、常勤の政務スタッフ及び公使については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、常勤の国家戦略スタッフ及び常勤の政務スタッフについては別表第三に、秘書官については別表第四による。</p> <p>2 第一条第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>（削除）</p> <p>一、二（略）</p>	<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>一、八（同上）</p> <p>九、常勤の内閣総理大臣補佐官</p> <p>十、四十三（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四十四（同上）</p> <p>四十五、非常勤の内閣総理大臣補佐官</p> <p>（新設）</p> <p>四十六、七十五（同上）</p> <p>第三条、内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。</p> <p>2 第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。</p> <p>一、第一条第九号に掲げる特別職の職員 百二十三万五千円</p> <p>二、三（同上）</p>

3
(略)

4 常勤の国家戦略スタッフ又は常勤の政務スタッフの俸給月額、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、六十万五百円を超え七十二万八千円に満たない範囲内の額又は百二十三万五千円とすることができる。

5 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受ける俸給月額又は別表第三若しくは前項の規定により常勤の国家戦略スタッフ若しくは常勤の政務スタッフの受ける俸給月額を定めようとするとき。

二 外務大臣 別表第二又は第三項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めようとするとき。

三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院総裁 別表第四により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

(非常勤の国家戦略スタッフ等の給与)

第九条 第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる特別職の職員(以下「非常勤の国家戦略スタッフ等」という。)には、一般職給与法第二十二条第一項の規定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「内閣総理大臣と協議して」とする。

(侍従次長等の給与)

第十条 第一条第七十三号に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、額、支給条件及び支給方法は、内閣総理大臣の定めるところにより、一般職の職員の例による。

(調整措置)

3
(同上)

(新設)

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、総務大臣に協議しなければならない。

一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九号又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。

二 外務大臣 別表第二又は前項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めようとするとき。

三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院総裁 別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

(非常勤の内閣総理大臣補佐官等の給与)

第九条 第一条第四十五号から第七十二号までに掲げる特別職の職員(以下「非常勤の内閣総理大臣補佐官等」という。)には、一般職給与法第二十二条第一項の規定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「総務大臣と協議して」とする。

(侍従次長等の給与)

第十条 第一条第七十三号に掲げる特別職の職員の受ける給与の種類、額、支給条件及び支給方法は、総務大臣の定めるところにより、一般職の職員の例による。

(調整措置)

第十四条 国会議員、内閣総理大臣等及び一般職の常勤を要する職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第二条、第四条第二項又は第九条の給与（通勤手当を除く。）は、支給しない。

- 一 (略)
- 二 非常勤の国家戦略スタッフ等の職を兼ねるとき。

2 (略)
附則

1・2 (略)

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第四に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十二万三千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第五項第三号中「別表第四」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4 当分の間、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、常勤の国家戦略スタッフ、副大臣、大臣政務官又は常勤の政務スタッフがこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

別表第一（第三条関係）

(略)	官職名	(略)	俸給月額
-----	-----	-----	------

第十四条 国会議員、内閣総理大臣等及び一般職の常勤を要する職員が次の各号の一に該当するときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第二条、第四条第二項又は第九条の給与（通勤手当を除く。）は、支給しない。

- 一 (同上)
- 二 非常勤の内閣総理大臣補佐官等の職を兼ねるとき。

2 (同上)
附則

1・2 (同上)

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十二号俸の俸給月額を超え九十二万三千円を超えない範囲内の額とすることができる。この場合において、同条第四項第三号中「別表第三」とあるのは、「附則第三項の規定」とする。

4 当分の間、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣又は大臣政務官がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

別表第一（第三条関係）

(略)	官職名	(略)	俸給月額
-----	-----	-----	------

内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 (削る) 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 式部官長	一、二二一、〇〇〇円
(略)	(略)

別表第三 (第三条関係)

官職名	俸給月額						
常勤の国家戦略スタッフ	<table border="1"> <tr><td>三号俸</td><td>一、二一一、〇〇〇円</td></tr> <tr><td>二号俸</td><td>九四一、〇〇〇円</td></tr> <tr><td>一号俸</td><td>七二八、〇〇〇円</td></tr> </table>	三号俸	一、二一一、〇〇〇円	二号俸	九四一、〇〇〇円	一号俸	七二八、〇〇〇円
三号俸	一、二一一、〇〇〇円						
二号俸	九四一、〇〇〇円						
一号俸	七二八、〇〇〇円						
常勤の政務スタッフ	<table border="1"> <tr><td>三号俸</td><td>一、二一一、〇〇〇円</td></tr> <tr><td>二号俸</td><td>九四一、〇〇〇円</td></tr> <tr><td>一号俸</td><td>七二八、〇〇〇円</td></tr> </table>	三号俸	一、二一一、〇〇〇円	二号俸	九四一、〇〇〇円	一号俸	七二八、〇〇〇円
三号俸	一、二一一、〇〇〇円						
二号俸	九四一、〇〇〇円						
一号俸	七二八、〇〇〇円						

別表第四 (第三条関係)
(表略)

内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 式部官長	一、二二一、〇〇〇円
(略)	(略)

(新設)

別表第三 (第三条関係)
(表略)

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。</p>	<p>第三条（同上）</p> <p>2 前項に規定する準則は、法務大臣が総務大臣と協議して、これを定める。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（寒冷地手当の支給）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として内閣総理大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は内閣総理大臣が定める区域に居住するもの</p> <p>（寒冷地手当の額）</p> <p>第二条（略）</p> <p>（略）</p> <p>2</p> <p>（略）</p> <p>3</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国家公務員法第八十二条の規定により停職にされている職員その他の内閣総理大臣が定める職員 零</p>	<p>（寒冷地手当の支給）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として総務大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は総務大臣が定める区域に居住するもの</p> <p>（寒冷地手当の額）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>2</p> <p>（同上）</p> <p>3</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国家公務員法第八十二条の規定により停職にされている職員その他の総務大臣が定める職員 零</p>

<p>4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、内閣総理大臣が定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として内閣総理大臣が定める場合</p>	<p>5 (内閣総理大臣への委任)</p> <p>第三条 前条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>2 内閣総理大臣は、第一条、前条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならない。</p> <p>(防衛省の職員への準用)</p> <p>第五条 第一条、第二条(第三項第二号を除く。)及び第三条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p>
--	---

<p>4 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、総務大臣が定める額とする。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として総務大臣が定める場合</p>	<p>5 (総務大臣への委任)</p> <p>第三条 前条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、総務大臣が定める。</p> <p>2 総務大臣は、第一条、前条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならない。</p> <p>(防衛省の職員への準用)</p> <p>第五条 第一条、第二条(第三項第二号を除く。)及び第三条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「防衛大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 退職手当の支給制限等（第十一条—第十九条）</p> <p>第五章 雑則（第二十条・第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして内閣官房令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（同上）</p> <p>第四章 退職手当の支給制限等（第十一条—第十八条）</p> <p>第五章 雑則（第十九条・第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に</p>

に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他内閣官房令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、内閣官房令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二 (略)

3 2 (略)

前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の内閣官房令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして内閣官房令で定めるときに該

規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一・二 (同上)

3 2 (同上)

前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当す

当する場合に関しては、内閣官房令で、同項の規定に準じて、支給期間についての特例を定めることができる。

4 15 (略)

(退職手当審査会)

第十八条 内閣府に、退職手当審査会を置く。

2 退職手当審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、退職手当審査会の組織及び委員その他の職員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、政令で定める。

(退職手当審査会等への諮問)

第十九条 退職手当管理機関（第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。）は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるときから申立てがあつた場合には、当該処分を受けるときに口頭で意見を述べることができる機会を与えなければならない。

3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるとき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退

る場合に関しては、総務省令で、同項の規定に準じて、支給期間についての特例を定めることができる。

4 15 (同上)

(新設)

(退職手当・恩給審査会等への諮問)

第十八条 退職手当管理機関（第五項から第七項までに規定する退職手当管理機関を除く。）は、第十四条第一項第三号若しくは第二項、第十五条第一項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当・恩給審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当・恩給審査会は、第十四条第二項、第十六条第一項又は前条第一項から第五項までの規定による処分を受けるとき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるときに口頭で意見を述べることができる機会を与えなければならない。

3 退職手当・恩給審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるとき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 退職手当・恩給審査会は、必要があると認める場合に

職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定する国会職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

7 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当審査会」とあるのは、「会計検査院規則で定める機関」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第二十条 (略)

(実施規定)

第二十一条 (略)

附則

24 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定(平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額額の減額

は、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 前各項の規定は、国会職員法第一条に規定する国会職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて定める機関」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、裁判官又は裁判所の職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「最高裁判所規則で定める機関」と読み替えるものとする。

7 第一項から第四項までの規定は、会計検査院の検査官又は職員に係る退職手当管理機関が退職手当の支給制限等の処分を行おうとするときについて準用する。この場合において、これらの規定中「退職手当・恩給審査会」とあるのは、「会計検査院規則で定める機関」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第十九条 (同上)

(実施規定)

第二十条 (同上)

附則

24 退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定(平成十八年三月三十一日以前に行われた俸給月額額の減額

改定で内閣総理大臣が定めるものを除く。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

改定で総務大臣が定めるものを除く。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この法律の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第六条の五第二項に規定する一般職の職員に係る基本給月額に含まれる俸給の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

改正案	現行
<p>（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の内閣総理大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。</p>	<p>（自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業の期間中の同条第三項又は第四項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の総務大臣が定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。</p>

改正案	現行
<p>（特別職の外務公務員の任免等） 第八条（略）</p> <p>2 外務大臣は、大使及び公使に在外公館の長を命ずる場合又は在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長であることを免ずる場合には、政令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、大使及び公使について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、外務大臣に対し、大使及び公使に在外公館の長を命ずること並びに在外公館の長たる大使及び公使に在外公館の長であることを免ずることについて協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、外務大臣は、当該協議に基づいて在外公館の長を命じ、又は在外公館の長であることを免ずるものとする。</p> <p>4 5 6 （略）</p>	<p>（特別職の外務公務員の任免） 第八条（同上） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 3 4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 隊員 第一節 通則（第三十条の二―第三十四条） 第二節～第五節（略） 第六章～第九章（略） 附則</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛省の政務スタッフ、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。</p> <p>2～4（略） 5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、政務スタッフ、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、</p>	<p>目次 第一章～第四章（同上） 第五章 隊員 第一節 通則（第三十一条―第三十四条） 第二節～第五節（同上） 第六章～第九章（同上） 附則</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び防衛大臣秘書官並びに防衛省の事務次官並びに防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛会議、統合幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局その他の機関（政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。）並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊を含むものとする。</p> <p>2～4（同上） 5 この法律（第九十四条の六第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令</p>

員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

(定義)

第三十条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 隊員以外の者を隊員に任命すること（臨時的な任用を除く。）をいう。
- 二 昇任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より上位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員（非常勤の隊員を除く。以下この項、第三十五条第二項第二号及び第三十七条第一項第二号において同じ。）にあつてはその者を現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
- 三 降任 自衛官にあつてはその者を現に任命されている階級より下位の階級に任命することをいい、自衛官以外の隊員にあつてはその者を現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
- 四 転任 自衛官以外の隊員を現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて、前二号に定めるものに該当しないものをいう。
- 五 標準職務遂行能力 自衛官以外の隊員について、職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定めるものをいう。
- 六 幹部隊員 防衛省の事務次官、官房長、局長若しくは次長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占め

で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

(新設)

る自衛官以外の隊員をいう。

七 管理隊員 防衛省の内部部局の課長の官職又はこれに準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める自衛官以外の隊員をいう。

2 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、部員、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、防衛省令で定める。

（任命権者及び人事管理の基準）

第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者（幹部隊員にあつては、防衛大臣）が行う。

2 隊員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、隊員の採用年次、合格した試験の種類及び課程対象者（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十一条の十二第二項第二号に規定する課程対象者をいう。以下この項及び第三十一条の十第一項において同じ。）であるか否か又は課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価（隊員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）に基づいて適切に行われなければならない。

3 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準（国家公務員法第五十四条に規定する採用昇任等基本方針に準じ内閣総理大臣と協議して定めるものを含む。）は、防衛大臣が定める。

（人事評価）

第三十一条の二 隊員の人事評価は、公正に行われなければならない。

2 隊員の執務については、防衛大臣又はその委任を受け

（任命権者及び人事管理の基準）
第三十一条 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、防衛大臣又はその委任を受けた者が行う。

（新設）

2 隊員の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する基準は、防衛大臣が定める。

（新設）

3 | た者は、定期的に人事評価を行わなければならない。
前二項に定めるもののほか、人事評価の基準及び方法
に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、防衛
大臣が定める。

3 | (幹部候補者名簿に記載されている者の中からの任用)
第三十一条の三 選考による隊員(自衛官を除く。以下こ
の条から第三十一条の五まで、第三十一条の七、第三十
一条の九、第三十一条の十、第四十二条の二、第四十四
条の二、第四十四条の三及び第四十四条の五において同
じ。)の採用であつて、幹部職への任命に該当するもの
は、防衛大臣が、幹部候補者名簿(国家公務員法第六十
一条の二第二項に規定する幹部候補者名簿をいう。以下
この条及び第三十一条の七において同じ。)に記載され
ている者であつて、当該任命しようとする幹部職につい
ての適性を有すると認められるものの中から行うものと
する。

2 | 隊員の昇任及び転任であつて、幹部職への任命に該当
するものは、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されて
いる者であつて、隊員の人事評価に基づき、当該任命し
ようとする幹部職についての適性を有すると認められる
ものの中から行うものとする。

3 | 防衛大臣は、幹部候補者名簿に記載されている隊員の
降任であつて、幹部職への任命に該当するものを行う場
合には、当該隊員の人事評価に基づき、当該任命しよう
とする幹部職についての適性を有すると認められる幹部
職に任命するものとする。

4 | 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の
事情により人事評価が行われていない隊員のうち、幹部
候補者名簿に記載されている隊員の昇任、転任又は降任
であつて、幹部職への任命に該当するものについては、

(新設)

防衛大臣が、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、当該任命しようとする幹部職についての適性を判断して行うことができる。

(内閣総理大臣及び内閣官房長官との協議に基づく任用等)

第三十一条の四 防衛大臣は、隊員の選考による採用、昇任、転任及び降任であつて幹部職への任命に該当するもの、幹部隊員の幹部職以外の官職への昇任、転任及び降任並びに幹部隊員の退職（政令で定めるものに限る。次項において同じ。）及び免職を行う場合には、防衛省令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。

2 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部隊員について適切な人事管理を確保するために必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、幹部隊員の昇任、転任、降任、退職又は免職（以下この項において「昇任等」という。）について協議を求めることができる。この場合において、協議が調つたときは、防衛大臣は、当該協議に基づいて昇任等を行うものとする。

(隊員の公募)

第三十一条の五 防衛大臣は、隊員の官職（幹部職を除く。以下この条において同じ。）に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合には、防衛省令で定めるところにより、当該官職について隊員の公募（隊員以外の者、隊員である者又はこれらの双方を対象として、官職の職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。以下この条から第三十一条の七までにおいて同じ。）を行うことができる。

(新設)

(新設)

2

隊員以外の者のみを募集の対象とする隊員の公募を行った官職への任命は、防衛大臣が、当該公募に応募した者であつて、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められるものの中から行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者であつて、当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

3

隊員である者のみを募集の対象とする隊員の公募を行った官職への任命は、防衛大臣が、当該公募に応募した者の中から第三十七条第一項から第三項までの規定に基づき行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に同条第一項から第三項までに規定する標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者であつて、当該標準職務遂行能力及び適性を有すると認められるものの中から行うものとする。

4

隊員以外の者及び隊員である者の双方を募集の対象とする隊員の公募を行った官職への任命は、防衛大臣が、当該公募に応募した者であつて、隊員以外の者及び隊員である者に対する共通の選考により、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者であつて、当該標準職務遂行能力及び当該適性を有すると認められるものの中

から行うものとする。

5 前項に規定する共通の選考は、隊員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができようなものでなければならぬ。

(幹部隊員の公募)

第三十一条の六 幹部隊員の公募は、内閣総理大臣が、次項の通知を受けたとき、又は第三項の協議が調ったときに、当該通知又は当該協議に係る幹部職について、政令で定めるところにより行うものとする。

2 防衛大臣は、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を通知するものとする。

3 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、幹部職に欠員を生じた場合又は欠員を生ずると相当程度見込まれる場合において、当該幹部職について幹部隊員の公募を行うことが適当であると認めるときは、防衛大臣と協議することができる。

(公募を行った幹部職への任命)

第三十一条の七 隊員以外の者のみを募集の対象とする幹部隊員の公募を行った幹部職への任命は、防衛大臣が、当該公募に応募した者の中から第三十一条の三第一項の規定に基づき行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき、又は同項に規定する適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

2 隊員である者のみを募集の対象とする幹部隊員の公募を行った幹部職への任命は、防衛大臣が、当該公募に応

(新設)

(新設)

募した者の中から第三十一条の三第二項から第四項までの規定に基づき行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき、又は同条第二項から第四項までに規定する適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者の中から同条の規定に基づき行うものとする。

3 | 隊員以外の者及び隊員である者の双方を募集の対象とする幹部隊員の公募を行った幹部職への任命は、防衛大臣が、幹部候補者名簿に記載されている者であつて、当該公募に応募した者であり、かつ、隊員以外の者及び隊員である者に対する共通の選考により、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。ただし、当該公募に応募した者の中に幹部候補者名簿に記載されるべき者がいないとき、又は当該適性を有すると認められる者がいないときは、当該公募に応募した者以外の者の中から第三十一条の三の規定に基づき行うものとする。

4 | 前項に規定する共通の選考は、幹部隊員の公募に応募した者の専門性並びに多様な経験及び実績を適切に評価することができるようなものでなければならぬ。

(管理職への任用に関する運用の管理)

第三十一条の八 防衛大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、管理職への任用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 | 内閣総理大臣は、第三十一条第三項の規定により採用昇任等基本方針に準じて防衛大臣が内閣総理大臣と協議して定める基準のうち、管理職への任用に関する基準に照らして必要があると認める場合には、防衛大臣に対し

(新設)

、管理職への任用に関する運用の改善その他の必要な措置をとることを求めることができる。

(幹部職及び管理職の職務明細書)

第三十一条の九 防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、幹部職及び管理職に属する官職について職務明細書(採用、昇任、転任及び降任の基礎並びに隊員の人事評価の基礎となるべき資料として、職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験が記載された文書をいう。次項において同じ。)を作成しなければならない。

2 前項の場合において、防衛大臣は、あらかじめ、職務明細書の記載の内容につき、内閣総理大臣に協議しなければならない。

(人事に関する情報の管理)

第三十一条の十 防衛大臣は、政令で定めるところにより、幹部隊員、管理隊員、課程対象者その他これらに準ずる隊員として政令で定めるもの(以下この条において「管理対象者」という。)の人事記録の写しを、内閣総理大臣に送付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により送付された人事記録の写しに関して必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、管理対象者の人事に関する情報の提供を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により送付された人事記録の写しに記載されている事項及び前項の規定により提供された情報に基づき、政令で定めるところにより、管理対象者の人事に関する情報を管理するための台帳を作成し、これを保管するものとする。

(隊員の採用)

第三十五条 (略)

(新設)

(新設)

(隊員の採用)

第三十五条 (同上)

<p>2 前項の試験は、受験者が、次の各号に掲げる区分に じ、当該各号に定める能力及び適性（自衛官にあつては 、能力。第三十七条において同じ。）を有するかどうか を判定することをもつてその目的とする。</p> <p>一 自衛官 当該試験に係る階級において求められる能 力</p> <p>二 自衛官以外の隊員 当該試験に係る官職の属する職 制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及 び当該試験に係る官職についての適性</p> <p>3 第一項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手 続に必要な事項は、防衛省令で定める。</p> <p>(隊員の昇任、降任及び転任)</p>	<p>第三十七条 隊員の昇任及び転任（自衛官にあつては、昇 任）は、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、 人事評価に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める能力及び適性を有すると認められる者の中 から行うものとする。</p> <p>一 自衛官 任命しようとする階級において求められる 能力</p> <p>二 自衛官以外の隊員 任命しようとする官職の属する 職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力 及び当該任命しようとする官職についての適性</p> <p>2 隊員を降任させる場合（隊員の幹部職への任命に該当 するものを除く。）は、懲戒処分による場合を除き、人 事評価に基づき、当該隊員が、前項各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める能力及び適性を有すると認めら れる階級又は官職に任命するものとする。</p> <p>3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の 事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降 任又は転任（自衛官にあつては、昇任又は降任。次項に</p>	<p>3 国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の 事情により、人事評価が行われていない隊員の昇任、降 任又は転任（自衛官にあつては、昇任又は降任。次項に</p>
---	---	---

(新設)

<p>2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続 に必要な事項は、防衛省令で定める。</p> <p>(隊員の昇任)</p>	<p>第三十七条 隊員の昇任は、勤務実績若しくは功労に基 選考又は試験によるものとする。</p> <p>2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続 に必要な事項は、防衛省令で定める。</p>	<p>2 前項の選考及び試験その他隊員の昇任の方法及び手続 に必要な事項は、防衛省令で定める。</p>
---	--	--

において同じ。)については、隊員の幹部職への任命に該当するものを除き、前二項の規定にかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき、第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める能力及び適性を判断して行うことができる。

4 前三項に定めるもののほか、隊員の昇任、降任又は転任の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合（幹部隊員にあつては、現に就いている官職に係る国家公務員法第六十一条の二第一項に規定する適格性審査に合格しなかつた場合を含む。）

二 四 (略)

(幹部隊員の降任に関する特例)

第四十二条の二 防衛大臣は、幹部隊員（幹部職のうち職制上の段階が最下位の段階のものを占める幹部隊員を除く。以下この条において同じ。）について次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、政令の定めるところにより、当該幹部隊員が前条各号に掲げる場合のいずれにも該当しない場合においても、その意に反して降任（直近下位の職制上の段階に属する幹部職への降任に限る。）を行うことができる。

一 当該幹部隊員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、同じ職制上の段階に属する他の官職を占める他の幹部隊員に比して勤務実績が劣つているも

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合

二 四 (同上)

(新設)

のとして政令で定める要件に該当する場合

二 当該幹部隊員が現に任命されている官職に幹部隊員となり得る他の特定の者を任命すると仮定した場合において、当該他の特定の者が、人事評価又は勤務の状況を示す事実その他の客観的な事実及び当該官職についての適性に照らして、当該幹部隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当する場合

三 当該幹部隊員について、欠員を生じ、若しくは生ずると見込まれる同じ職制上の段階に属する他の官職についての適性が他の候補者と比較して十分でない場合として政令で定める要件に該当すること又は同じ職制上の段階に属する他の官職の職務を行うと仮定した場合において当該幹部隊員が当該他の官職に現に就いている他の隊員より優れた業績を挙げることが十分見込まれる場合として政令で定める要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合その他の幹部隊員の任用を適切に行うため当該幹部隊員を降任させる必要がある場合として政令で定める場合

(休職)

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

一・二 (略)

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)
第四十四条の二 隊員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い日(次条及び第十四条の四において「定年退職日」という。)に退職す

第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。

一・二 (同上)

(自衛官以外の隊員の定年及び定年による退職の特例)
第四十四条の二 隊員(自衛官を除く。以下この条、次条及び第四十四条の五において同じ。)は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は防衛大臣があらかじめ指定する日のいずれか早い

る。

2・3 (略)

(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)

第四十四条の四 (略)

一〇六 (略)

七 国家公務員法の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

2・3 (略)

(昇進)

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、人事評価に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

2 (略)

日(次条及び第四十四条の四において「定年退職日」という。)に退職する。

2・3 (同上)

(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)

第四十四条の四 (同上)

一〇六 (同上)

七 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

2・3 (同上)

(昇進)

第六十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、勤務実績又は能力の実証に基づく選考により、予備自衛官を、その現に指定されている自衛官の階級より上位の階級を指定して、昇進させることができる。

2 (同上)

改正案	現行
第十二条 恩給ヲ受クルノ権利ハ総務大臣之ヲ裁定ス	第十二条 恩給ヲ受クルノ権利ハ総務省ノ内部部局トシテ置カルル局ニシテ恩給ニ関スル事務ヲ所掌スルモノノ局長之ヲ裁定ス
第十三条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知りタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス （削る）	第十三条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ前条ニ規定スル局長ニ異議申立ヲ為スコトヲ得 ② 前項ノ異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知りタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス
② 行政不服審査法第四十八条ノ規定ニ拘ラズ同法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ異議申立ニ関シテハ之ヲ準用セズ 第十四条 削除	③ 行政不服審査法第四十八条ノ規定ニ拘ラズ同法第十四条第三項ノ規定ハ第一項ノ異議申立ニ関シテハ之ヲ準用セズ 第十四条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス審査請求ニ関スル行政不服審査法第十四条第一項本文ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知りタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス但シ当該処分ニ付異議申立ヲ為シタルトキハ当該異議申立ニ付テノ決定ノアリタルコトヲ知りタル日ノ翌日ヨリ起算シテ六月以内トス ② 行政不服審査法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ関シテハ之ヲ適用セズ
第十五条 総務大臣第十三条第一項ノ異議申立ノ決定ヲ為ス場合ニ於テハ審議会等（国家行政組織法（昭和二十三	第十五条 総務大臣前条第一項ノ審査請求ノ裁決ヲ為ス場合ニ於テハ退職手当・恩給審査会（以下審査会ト称ス）

年法律第二百十号) 第八条ニ規定スル機関ヲ謂フ) ニシ

テ政令ヲ以テ定ムルモノ(以下審議会等ト称ス)ニ諮問スヘシ

第十五条ノ二 第十三条第一項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ異議申立ニ対スル決定ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第四十六条 (略)

② (略)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定序ニ於テ審議会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審議会等ニ於テ重度障害カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相当ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

④ (略)

第四十六条ノ二 (略)

② (略)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定序ニ於テ審議会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審議会等ニ於テ其ノ障害ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

④ (略)

第四十八条 (略)

一・二 (略)

三 公務員タル特別ノ事情ニ関連シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ審議会等ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

ニ諮問スヘシ

第十五条ノ二 第十三条第一項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ審査請求ニ対スル裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第四十六条 (同上)

② (同上)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定序ニ於テ審査会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審査会等ニ於テ重度障害カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相当ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

④ (同上)

第四十六条ノ二 (同上)

② (同上)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定序ニ於テ審査会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審査会等ニ於テ其ノ障害ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

④ (同上)

第四十八条 (同上)

一・二 (同上)

三 公務員タル特別ノ事情ニ関連シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ審査会等ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）			
法律	事 務	法律	事 務
恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）	附則第七項又は第十項の規定により都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）	附則第七項又は第十項の規定により恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（同上）			

改正案	現行
<p>第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、<u>国家戦略スタッフ</u>、副大臣、大臣政務官、政務スタッフ及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。</p> <p>第四十二条（略）</p> <p>② 議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、<u>国家戦略スタッフ</u>、副大臣、大臣政務官及び政務スタッフは、その割り当てられた常任委員を辞することができない。</p> <p>③（略）</p>	<p>第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。</p> <p>第四十二条（同上）</p> <p>② 議員は、少なくとも一箇の常任委員となる。ただし、議長、副議長、内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官は、その割り当てられた常任委員を辞することができる。</p> <p>③（同上）</p>

○ 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、国家戦略スタッフ、副大臣、大臣政務官及び政務スタッフ以外の国會議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。</p> <p>② ④ （略）</p>	<p>第五条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官以外の国會議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。</p> <p>② ④ （同上）</p>

改正案	現行
<p>（公務員の立候補制限） 第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。）は、この限りでない。</p> <p>一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、<u>国家戦略スタッフ、副大臣、大臣政務官及び政務スタッフ</u></p> <p>二、三、五（略）</p>	<p>（公務員の立候補制限） 第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。）は、この限りでない。</p> <p>一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、<u>内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官</u></p> <p>二、三、五（同上）</p>

○ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（附則第十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外） 第三十七条 次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。</p> <p>一 国家公務員法第三条第二項から第四項まで、第三条の二、第十七条、第十七条の二、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第七十一条、第七十三条、第七十四条の二、第七十七条、第八十四条第二項、第八十四条の二、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条第二項、第九十八条第二項及び第三項、第一百条第四項、第一百八条の二から第八十条の七まで並びに附則第十六条の規定</p> <p>二 三 （略）</p>	<p>（他の法律の適用除外） 第三十七条 次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。</p> <p>一 国家公務員法第三条第二項から第四項まで、第三条の二、第十七条、第十七条の二、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第七十一条、第七十三条、第七十四条の二、第七十七条、第八十四条第二項、第八十四条の二、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条第二項、第九十八条第二項及び第三項、第一百条第四項、第一百八条の二から第八十条の七まで並びに附則第十六条の規定</p> <p>二 三 （同上）</p>

改正案	現行
<p>14 附則 第七項又は第十項の規定により都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>15 第七項又は第十項の規定により都道府県知事がした恩給に関する処分についての審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項本文の期間は、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して一年以内とする。</p> <p>16 行政不服審査法第十四条第三項の規定は、前項に規定する審査請求については適用しない。</p> <p>17 総務大臣は、第十五項に規定する審査請求の裁決を行う場合においては、恩給法第十五条に規定する審議会等に諮問しなければならない。</p> <p>18 第十五項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。 （削る）</p>	<p>14 附則 第七項又は第十項の規定により恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>15 第七項又は第十項の規定により恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる都道府県知事がした恩給に関する処分についての審査請求は、同条に規定する局長に対してするものとする。</p> <p>16 恩給法第十四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の審査請求に準用する。</p> <p>17 第十五項の審査請求についての裁決に不服がある者は、総務大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>18 前項の再審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第五十三条の期間は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内とする。</p> <p>19 恩給法第十四条第二項及び第十五条の規定は、第十七項の再審査請求に、同法第十五条ノ二の規定は、第十五項に規定する処分の取消しの訴えに準用する。この場合において、同法第十五条ノ二中「審査請求」とあるのは、「再審査請求」と読み替えるものとする。</p>

○ 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第五十七条中「採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「採用」と、同法第五十八条第一項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同条第二項中「降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「降任させる場合」と、同条第三項中「転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）」とあるのは「転任」と、同法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第百六条の二第二項第</p>	<p>裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験、任免、給与、人事評価、能率、分限、懲戒、保障、服務、退職管理及び退職年金制度に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、次に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第三十八条第四号及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第八条第二項の規定を除く。）中「人事院」、「内閣総理大臣」、「内閣府」、「総務大臣」又は「内閣」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」、「政令」又は「命令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「国家公務員倫理審査会」とあるのは「裁判所職員倫理審査会」と、「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、国家公務員法第八十二条第二項中「特別職に属する国家公務員」とあるのは「一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を除く。）」と、同法第百六条の二第二項第三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。</p>

三号中「官民人材交流センター（以下「センター」という。）」とあるのは「最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織」と、同法第百六条の三第二項第三号中「センター」とあるのは「前条第二項第三号に規定する組織」と読み替えるものとする。

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第三十六条第二項、第四十二条第二項、第四十四条第二項、第四十六条第二項、第五十条第二項、第五十四条、第五十五条、第六十条第二項、第六十条の二、第六十一条の二から第六十一条の七まで、第六十一条の九から第六十一条の十一まで、第六十一条の十二第二項第四号、第五号及び第七号、第六十条の十三、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第七十三条の二、第七十三条の三、第九十五条、第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の十五、第百六条の二十五、第百六条の二十六並びに第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二 (略)

三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条、第六条の二第三項及び第四項、第八条第十三項及び第十四項並びに第二十四条の規定を除く。）

四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（第三条第二項、第四条及び第五条の規定を除く。）

一 国家公務員法（第一条から第三条まで、第四条から第二十五条まで、第二十八条、第五十四条、第五十五条、第六十四条第二項、第六十七条、第七十条の三第二項、第七十三条第二項、第九十五条、第百六条の七から第百六条の十三まで、第百六条の十四第三項から第五項まで、第百六条の十五、第百六条の二十五、第百六条の二十六及び第百八条の規定並びにこれらの規定に関する罰則並びに執行官について第八十一条の二から第八十一条の六までの規定を除く。）

二 (同上)

三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条及び第二十四条の規定を除く。）

四 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（第三条第二項及び第四条の規定を除く。）

五
九
(略)

五
九
(同上)

改正案	現行
<p>第十四条（略）</p> <p>2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十四条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、</p>	<p>第十四条（同上）</p> <p>2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十四条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条</p>

第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

第二十八条の二 定年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第三項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員退職手当法第二十条第一項の規定にかかわらず、その者が定年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2
5
(略)

の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは、「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

第二十八条の二 定年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第三項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員退職手当法第十九条第一項の規定にかかわらず、その者が定年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2
5
(略)

○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第二十二條の二 恩給法第四十六條第三項の規定により、又は改正前の恩給法第四十六條第三項（改正前の恩給法第四十六條ノ二第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定の例により、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に給する増加恩給又は傷病年金を給し、又は改定する場合においては、当該恩給の給与の始期は、これらの規定にかかわらず、恩給法第十五條に規定する審議会等の議決によりその議決をする月以前の月とすることができる。</p> <p>（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）</p> <p>第三十五條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病により死亡したかどうかの認否につき、総務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることはできないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第二十二條の二 恩給法第四十六條第三項の規定により、又は改正前の恩給法第四十六條第三項（改正前の恩給法第四十六條ノ二第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定の例により、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に給する増加恩給又は傷病年金を給し、又は改定する場合においては、当該恩給の給与の始期は、これらの規定にかかわらず、退職手当・恩給審査会の議決によりその議決をする月以前の月とすることができる。</p> <p>（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）</p> <p>第三十五條の二（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病により死亡したかどうかの認否につき、総務大臣又は恩給法第十二條に規定する局長に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることはできないものとする。</p>

○ 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第一百五十六号）（附則第十九条
 関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（恩給の裁定及び負担） 第十四条 琉球諸島民政府職員について第四条又は第十条から第十条の四までの規定により給すべき恩給は、総務大臣が裁定し、国庫が負担する。ただし、昭和二十一年一月二十八日に元南西諸島官公署職員として恩給の給与事由が生じたとした場合において、元沖縄県以外の都道府県の知事がその恩給を裁定し、当該都道府県がこれを負担すべきであつた職員に係るものは、当該都道府県の知事が裁定し、当該都道府県が負担するものとし、その経費（政令で定める日以後に支給すべき恩給に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、国庫が交付するものとする。</p>	<p>（恩給の裁定及び負担） 第十四条 琉球諸島民政府職員について第四条又は第十条から第十条の四までの規定により給すべき恩給は、恩給法第十二条に規定する局長が裁定し、国庫が負担する。ただし、昭和二十一年一月二十八日に元南西諸島官公署職員として恩給の給与事由が生じたとした場合において、元沖縄県以外の都道府県の知事がその恩給を裁定し、当該都道府県がこれを負担すべきであつた職員に係るものは、当該都道府県の知事が裁定し、当該都道府県が負担するものとし、その経費（政令で定める日以後に支給すべき恩給に係るものを除く。）は、政令で定めるところにより、国庫が交付するものとする。</p>

○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（長期給付の決定に関する事務の特例） 第五十五条 連合会による長期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、<u>総務大臣の審理</u>を経て行うものとする。</p>	<p>（長期給付の決定に関する事務の特例） 第五十五条 連合会による長期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、<u>恩給法第十二条に規定する局長の審理</u>を経て行うものとする。</p>

○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（高額所得による互助年金の停止） 第十五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の互助年金外の所得金額は、毎年、税務署長の調査により総務大臣が決定する。</p> <p>4・5（略）（互助年金等の裁定）</p> <p>第二十一条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、総務大臣が裁定する。</p> <p>2（略） （届出）</p> <p>第二十七条 互助年金を受ける者が、第十四条、第十五条第三項若しくは第四項又は第二十条において準用する恩給法第七十七条、第七十八条ノ二若しくは第八十条の規定に該当しその他法律の規定により互助年金の給与を受けることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、直ちに、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。</p>	<p>（高額所得による互助年金の停止） 第十五条の二（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第一項の互助年金外の所得金額は、毎年、税務署長の調査により恩給法第十二条に規定する局長が決定する。</p> <p>4・5（同上）（互助年金等の裁定）</p> <p>第二十一条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、恩給法第十二条に規定する局長が裁定する。</p> <p>2（同上） （届出）</p> <p>第二十七条 互助年金を受ける者が、第十四条、第十五条第三項若しくは第四項又は第二十条において準用する恩給法第七十七条、第七十八条ノ二若しくは第八十条の規定に該当しその他法律の規定により互助年金の給与を受けることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、直ちに、その旨を恩給法第十二条に規定する局長に届け出なければならぬ。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱 い）</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第二十条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱 い）</p> <p>第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第二十条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱 い）</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第十九条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱 い）</p> <p>第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第十九条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （同上）</p>

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）			
(略)	百二十一 国家公務員法 （昭和二十二年法律第 百二十号）第四十八条 に規定する試験機関	(略)	国家公務員法による同法第 四十二条第一項の採用試験 の実施に関する事務であつ て総務省令で定めるもの
提供を受ける国の機関又は法人		事務	
別表第一（第三十条の七関係）			
(略)	百二十一 国家公務員法 （昭和二十二年法律第 百二十号）第四十八条 に規定する試験機関	(略)	国家公務員法による同法第 四十二条の採用試験の実施 に関する事務であつて総務 省令で定めるもの
提供を受ける国の機関又は法人		事務	

○ 行政機関の職員の設定に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定員の総数の最高限度）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。</p> <p>一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第一号、第二号、第四号から第五号の三まで、第七号及び第七号の二に掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員</p> <p>二 五（略）</p>	<p>（定員の総数の最高限度）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。</p> <p>一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第七号の二までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員</p> <p>二 五（同上）</p>

○ 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>13 附則 （その他の経過措置） 附則第九項、附則第十項及び前項の規定は、政令で定めるところにより、他の法律の規定により、<u>国家公務員等退職手当法第七條の二の規定の適用について、同條第一項に規定する公庫等職員とみなされる者について準用する。</u></p>	<p>13 附則 （その他の経過措置） 附則第九項、附則第十項及び前項の規定は、政令で定めるところにより、他の法律の規定により、<u>国家公務員等退職手当法第七條の二及び第十九條第三項の規定の適用について、同法第七條の二第一項に規定する公庫等職員とみなされる者について準用する。</u></p>

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（附則第二十四条関係）

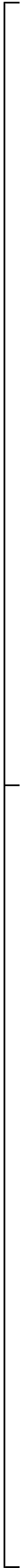
（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）</p> <p>第七条（略）</p> <p>255（略）</p> <p>6 第一項の規定に基づき臨時的任用を行う場合には、国家公務員法第六十条第一項から第四項までの規定は、適用しない。</p> <p>（育児短時間勤務職員についての給与法の特例）</p> <p>第十六条（略）</p>			
<p>第六条の二第一項</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第六条の二</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（任期付短時間勤務職員についての給与法の特例）</p> <p>第二十四条（略）</p>			
<p>第六条の二</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第六条の二</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（任期付短時間勤務職員についての給与法の特例）</p> <p>第二十四条（同上）</p>			

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給与法の適用除外等） 第七条（略） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等） 第七条（同上） 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。</p>



○ 一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給与法の適用除外等） 第八条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の第三項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「<u>管理監督職員等</u>」」とあるのは「<u>任期付職員法</u>第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「<u>管理監督職員等</u>」」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、給与法第二十条中「<u>第六条</u>」とあるのは「<u>任期付職員法</u>第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。</p>	<p>（給与法の適用除外等） 第八条（同上）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の第三項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員を採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「<u>管理職員等</u>」」とあるのは「<u>任期付職員法</u>第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員を含む。以下「<u>管理職員等</u>」」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、給与法第二十条中「<u>第六条</u>」とあるのは「<u>任期付職員法</u>第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。</p>

改正案	現行
<p>（情報通信技術利用法の適用） 第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。次項において「情報通信技術利用法」という。）第十二条の規定を適用する場合において、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道</p>	<p>（情報通信技術利用法の適用） 第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。次項において「情報通信技術利用法」という。）第十二条の規定を適用する場合において、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。</p>

府県の条例」とする。

2 前条第三項の規定による閲覧について情報通信技術利用法第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

2

前条第三項の規定による閲覧について情報通信技術利用法第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第二十六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（主務省令） 第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る手続等については、それぞれ、会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>

○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（指定会社の職員に係る退職手当等の特例） 第十二条 指定会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条及び同法第二十条第三項の規定を適用する。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（指定会社の職員に係る退職手当等の特例） 第十二条 指定会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条及び同法第十九条第三項の規定を適用する。</p>

改正案	現行
<p>（役員の退職管理） 第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。） 、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「採用試験、任用、一般職の職員の給与に関する法律第百六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定並びに同法第八條第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定、職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中</p>	<p>（役員の退職管理） 第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。） 、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であつた者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、</p>

「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前項」と、同法第六百六条の二第二項第二号及び第四項、第六百六条の三第二項第一号、第六百六条の四第一項並びに第六百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第六百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第六百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前項第二号」と、同法第六百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第六百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前条第四項」と、同法第六百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第六百六条の二十二中「第四條の二第二項において準用する第六百六条の十六」と、同法第六百六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という

第六百六条の三第二項第一号、第六百六条の四第一項並びに第六百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第六百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第六百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前項第二号」と、同法第六百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第六百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前条第四項」と、同法第六百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前各項」と、同法第六百六条の二十二中「第六百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六百六条の十六」と、同法第六百六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第六百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第

。である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第六條の二十四中「前條第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する前條第一項」と、同法第九條第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第一百十二條第一号中「第一百六條の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第一百六條の二第一項」と、同法第一百三條第一号中「第一百六條の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第一百六條の四第一項から第四項まで」と、同法第二号中「第一百六條の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第一百六條の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 6 (略)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九條 (略)

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同法第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四條第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第二項中「政令で定める

五十四條の二第一項において準用する前條第一項」と、同法第九條第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第一百十二條第一号中「第一百六條の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第一百六條の二第一項」と、同法第一百三條第一号中「第一百六條の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第一百六條の四第一項から第四項まで」と、同法第二号中「第一百六條の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四條の二第一項において準用する第一百六條の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 6 (同上)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九條 (同上)

2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同法第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四條第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第二項中「政令で定める

「とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の第三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の第四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の第二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の第三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同法第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3
3
6 (略)

「とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の第三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の第四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の第二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の第三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同法第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3
3
6 (同上)

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（就職禁止事由） 第十五条（略） 一・二（略） 三（略） イ・ロ（略） ハ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第一から別表第三までの適用を受ける職員 ニ（略） 四〃十八（略） 2（略）</p>	<p>（就職禁止事由） 第十五条（同上） 一・二（同上） 三（同上） イ・ロ（同上） ハ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第一及び別表第二の適用を受ける職員 ニ（同上） 四〃十八（同上） 2（同上）</p>

○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則 （職権改定）</p> <p>第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、総務大臣が受給者の請求を待たずに行う。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （職権改定）</p> <p>第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、<u>恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十二条</u>に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第八条 第三号施行日から起算して三年間は、<u>国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第百八号）</u>第一条の規定による改正後の国家公務員法（以下この項において「<u>新国家公務員法</u>」という。）<u>第二十七</u>条の二、<u>第五十八</u>条第一項及び第二項、<u>第六十一</u>条の三第二項及び第三項並びに<u>第六十一</u>条の十二第二項第一号及び第二号の規定の適用については、<u>新国家公務員法</u>第二十七條の二中「この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価」とあり、並びに<u>新国家公務員法</u>第五十八条第一項及び第二項、<u>第六十一</u>条の三第二項及び第三項並びに<u>第六十一</u>条の十二第二項第二号中「人事評価」とあるのは「<u>人事評価又はその他の能力の実証</u>」と、同項第一号中「<u>及び人事評価</u>」とあるのは「<u>及び人事評価又はその他の能力の実証</u>」とする。</p> <p>2 第二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「<u>改正前の法</u>」という。）第七十二条第一項の規定により第三号施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、<u>第二条の規定による改正後の国家公務員法</u>（以下この条において「<u>改正後の法</u>」という。）第三章第四節の規定にかかわらず、所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第八条 第三号施行日から起算して三年間は、<u>第二条の規定による改正後の国家公務員法</u>（以下この条において「<u>改正後の法</u>」という。）<u>第二十七</u>条の二並びに<u>第五十八</u>条第一項及び第二項の規定の適用については、<u>改正後の法</u>第二十七條の二中「<u>第五十八</u>条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価」とあり、並びに<u>改正後の法</u>第五十八条第一項及び第二項中「<u>人事評価</u>」とあるのは、「<u>人事評価又はその他の能力の実証</u>」とする。</p> <p>2 第二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「<u>改正前の法</u>」という。）第七十二条第一項の規定により第三号施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、<u>改正後の法</u>第三章第四節の規定にかかわらず、所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。</p>

は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

356 (略)

(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用)

第十一条 附則第四条(第三項を除く。)、第五条から第七項まで、第八条(第六項を除く。)、及び第九条(第三項を除く。)、並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であった者について準用する。この場合において、これらの規定(附則第六条(第四号を除く。))を除く。中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長(第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。)」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時

356 (同上)

(裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用)

第十一条 附則第四条(第三項を除く。)、第五条から第七項まで、第八条(第六項を除く。)、及び第九条(第三項を除く。)、並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であった者について準用する。この場合において、これらの規定(附則第六条(第四号を除く。))を除く。中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長(第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。)」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時

に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項中「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項中「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （職員の昇給等に関する経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日から起算して三年間は、この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p>	<p>附則 （職員の昇給等に関する経過措置） 第二条（同上）</p> <p>2 この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、<u>当分の間</u>、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p>

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）（附則第三十三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（恩給法の一部改正） 第二十三条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。 第十三条第一項中「異議申立」を「審査請求」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）第十七条第一項本文」に、「一年以内」を「一年」に改め、同条第二項中「第四十八条ノ規定ニ拘ラズ同法第十四条第三項」を「第十七条第二項」に、「異議申立」を「審査請求」に、「準用セズ」を「適用セズ」に改める。 （削る） 第十五条中「第十三条第一項ノ異議申立ノ決定」を「恩給ニ関スル行政上ノ処分又ハ其ノ不作為ニ関スル審査請求ノ裁決」に改める。 第十五条ノ二中「異議申立」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。 （略） （恩給法の一部を改正する法律の一部改正） 第三十七条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>（恩給法の一部改正） 第二十三条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。 第十三条を次のように改める。 第十三条 削除 第十四条第一項中「行政不服審査法第十四条第一項本文」を「行政不服審査法（平成二十年法律第 号）第十七条第一項本文」に、「一年以内」を「一年」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「第十四条第三項」を「第十七条第二項」に改める。 第十五条中「前条第一項ノ」を「恩給ニ関スル行政上ノ処分又ハ其ノ不作為ニ関スル」に改める。 第十五条ノ二中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。 （略） （恩給法の一部を改正する法律の一部改正） 第三十七条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。</p>

附則第十五項中「についての」の下に「行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号。以下「旧行政不服審査法」という。）の規定による」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）を「旧行政不服審査法」に改める。
附則第十六項中「行政不服審査法」を「旧行政不服審査法」に改める。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

附則第十五項中「についての」の下に「行政不服審査法（平成二十年法律第 号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号。以下「旧行政不服審査法」という。）の規定による」を加え、「同条」を「恩給法第十二条」に改める。

附則第十六項を次のように改める。

16| 前項の審査請求に関する旧行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して一年以内とする。
附則第十九項を削る。

附則第十八項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「旧行政不服審査法」に改め、同項を附則第十九項とする。

附則第十七項中「対して」の下に「旧行政不服審査法の規定による」を加え、同項を附則第十八項とし、附則第十六項の次に次の一項を加える。

17| 旧行政不服審査法第十四条第三項の規定は、第十五項の審査請求については適用しない。

附則に次の三項を加える。

20| 旧行政不服審査法第五十六条において準用する旧行政不服審査法第十四条第三項の規定は、第十八項の再審査請求については適用しない。

21| 総務大臣は、第十八項の再審査請求の裁決を行う場合においては、恩給法第十五条に規定する審議会等に諮問しなければならない。

22| 第十五項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第三項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の二第三項中「又は恩給法第十二条に規定する局長」を削り、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。